

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第164号（7.10.14） 児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情
陳 情 の 要 旨	1. 児童養護施設で行われた虐待事件について、外部専門的資格実績者第三者委員会による調査・検証を行い、結果を公表すること。 2. 児童に対する診断・治療・支援を行うこと。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市西区 中 西 洋 昭
送 付 委 員 会	教育こども委員会

2025年10月13日

神戸市議会議長 様

神戸市西区

中西 洋昭

陳 情 書 (8回目)

陳情の趣旨

神戸市は、長年に渡り、2019年当時、児童福祉法規定の業務上、虐待の連鎖・PTSD・障害特性等児童を施設に入所させた法的理由、根拠、目的や幼少期の成育歴、その家庭の状況を確認しているはずである。

神戸市長は、長年に渡り、施設等入所全児童に対し、業務上、全職員周知の虐待の連鎖・PTSD・障害特性等について、児童福祉法第11条（強行規定）規定の業務である医学的・心理学的・教育学的及び精神保健上の診断治療体制・ノウハウがない。施設関与のヤラセや監禁等による外傷性ひきこもり、緘黙症状等に対処を求めているが、対処がない。

業務上、虐待の連鎖・PTSD・障害特性等児に、児童福祉法第13条（強行規定）規定違反の児童福祉司不配置、必須のケア職員不配置。職員加担の日常的殴打・ヤラセ等の加害児・被害児・目撃児を、犯罪を隠すため診断・手当せず。医療機関との連携診断治療実現させず。被害児を監禁し、憲法違反、法令違反、業務違反の犯罪行為体制で強制的に施設を退所させ、組織的計画的に補助金等不正監査させ続けていた。

神戸市長は、長年に渡り、業務上、全職員周知の、診断治療省き、虐待の連鎖・PTSD・障害特性児等を組織的計画的監禁（刑法第220条）犯罪行為を多くの児童に目撃させ、監禁を体罰制度として行い続けた。憲法違反・法令違反・業務違反・監禁犯罪行為等を2019年7月3日、児童福祉法第33条の12規定に基づく通告後も、監禁を続け、診断手当せずに不正監査体制とセットで監禁犯罪を不正監査させ続けていた。

神戸市長は、児相等の診断治療省き、児童福祉司不配置、職員のヤラセ等加担を隠すため、憲法第11条、憲法第26条、憲法第31条違反及び憲法第34条に違反の児童福祉法第27条第5項（強行規定）違反、

被害児を施設から児相へ法手続きなく違法送致・無効・児童福祉法第27条の3（強行規定）に違反、事件を家庭裁判所に送致せず、監禁（刑法第220条）、強制退所させた。児童監禁等を児童福祉法第33条の12規定に基づき通告したのに、診断治療省き要因の再虐待の連鎖・再PTSD・再障害特性等三次障害の監禁等の全犯罪事件を隠すため組織的計画的に診断・治療を省き、不正監査させていた。

神戸市長は、業務上・長年に渡り、診断治療省き、児童福祉司不配置・監禁犯罪行為等を、組織的計画的に証拠隠滅を図り続け、家庭裁判所への虚偽公文書作成・同行使や監禁犯罪等を隠す監査人を選任し、不正監査させ続け、監禁犯罪関与者・虚偽公文書作成・同行使者を委員会に出席させ全犯罪・事件について虚偽・捏造答弁させ続けている。

陳情の事項

児童は、児相等のヤラセ・診断治療省き・違法送致・無効・監禁・強制退所等の重々の虐待行為による二次・三次障害が重なり、致命的外傷性ひきこもり・外傷性不登校・外傷性緘黙症状にあり、医療関係機関と繋がることできず、人命に関わる重症のまま生存本能で生きています。

再PTSD等児を監禁、重大事態、緘黙症状等の診断・治療等を家庭訪問・児相との折衝の都度、訴え続けたが、課長は、「神戸市・神戸市長の方針です。」（録音在）と繰り返し、上級生の殴打・ヤラセ等や違法送致・監禁犯罪行為による三次障害等に診断・治療・支援を省き、法令・業務違反等犯罪の不正監査・行政責任を採らずに今日に至っています。

本件には、児童に起きた、ヤラセ・骨折や監禁犯罪、学校の不適切対処等の理不尽による恐怖・孤立・不安・絶望症状等に、高い専門性・資格・技能実績による事実解明と、医療関係機関との繋がり、児童に寄り添うケアで、児童の心が開き、事態が前進すると思料します。

ヤラセ・骨折・監禁・診断治療放棄・重大事態等に法令・業務上の事実解明と医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の対処に外部専門的資格実績者第三者委員会による調査・検証と調査・検証結果の公表及び診断・治療・支援について再度・再度の陳情をします。以上